

会津坂下町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和8（2026）年3月

会津坂下町

目次

1	はじめに	1
2	背景	2
	(1) 気候変動の影響	2
	(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	2
	(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
3	基本的事項	5
	(1) 目的	5
	(2) 対象とする範囲	6
	(3) 対象とする温室効果ガス	6
	(4) 計画期間	6
	(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
4	温室効果ガスの排出状況	7
	(1) 「温室効果ガス総排出量」	7
	(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題	7
5	温室効果ガスの排出削減目標	8
	(1) 目標設定の考え方	8
	(2) 温室効果ガスの削減目標	8
6	目標達成に向けた取組	8
	(1) 取組の基本方針	8
	(2) 具体的な取組内容	8
7	進捗管理体制と進捗状況の公表	10
	(1) 推進体制	10
	(2) 点検・評価・見直し体制	11
	(3) 進捗状況の公表	12

1 はじめに

昨今、地球規模で大規模な山火事や洪水の発生など、地球温暖化によるとされる気候変動の影響が大きくなっています。また、会津坂下町（以下「町」という。）においても、集中豪雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の上昇による熱中症対策など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050 年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す。」という新たな削減目標が位置付けられました。また、福島県においても、2050 年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

町においては、2025 年 3 月に会津坂下町第六次振興計画後期基本計画を策定し、温暖化対策に取り組むこととしています。

職員一丸となって温室効果ガス削減を着実に進め、2050 年度には二酸化炭素(CO₂)実質排出ゼロを目指すため、このたび、2030 年度までの町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた、会津坂下町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）を策定いたします。

令和 8（2026）年 3 月

2 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書1国（いわゆる先進国）と非附属書1国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の

温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021 年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB※₁化誘導、ゼロカーボン・ドライブ※₂等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

※1 ZEB・・・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制や自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

※2 ゼロカーボン・ドライブ・・・再生可能エネルギーで発電した電気を使って、電動車を動かすことで、走行時の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするドライブのこと。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績	2030 年度 ¹ (2013 年度比)	2040 年度 ² (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46%) ¹	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360～370 (▲70～71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180～200 (▲57～61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40～50 (▲79～83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40～60 (▲71～81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40～80 (▲64～82%)
エネルギー転換部門 ³	106	56 (▲47%)	約 10～20 (▲81～91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁴	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲55%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	－	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	－	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

- 1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

2025 年 2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減（2013 年度比）に

加え、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を 2025 年度までに 95%、2030 年度までに 100%とすることを目指すとしています。

また、「2050 年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019 年 9 月時点ではわずか 4 地方公共団体でしたが、2024 年 12 月末時点においては 1,127 地方公共団体と加速度的に増加しています。

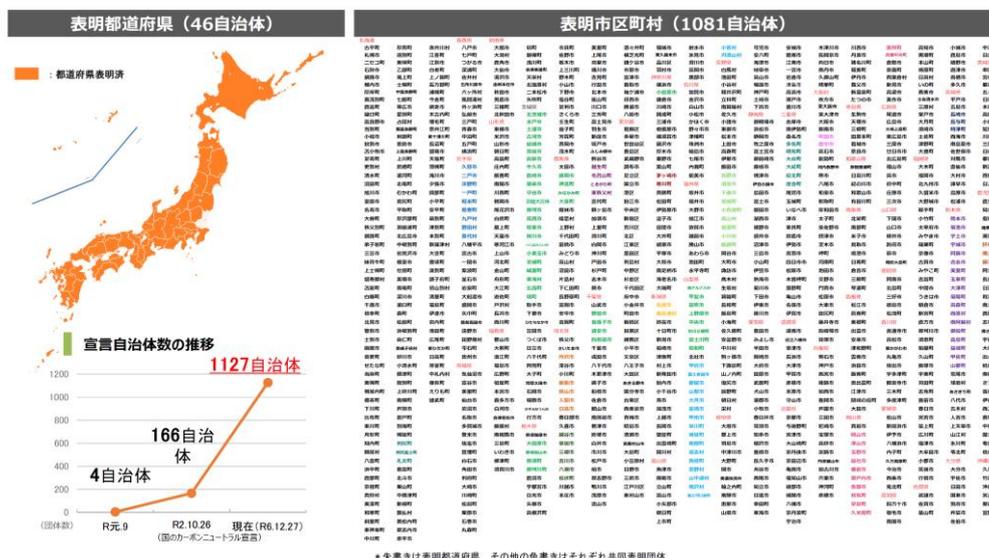


図 1 2050 年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体 (2024 年 12 月 27 日時点)

出典：環境省（2024）「地方公共団体における 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
 <<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

3 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 17 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、町の全ての事務・事業とします。(対象範囲の詳細は、参考資料を参照)

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画が対象とする温室効果ガスは、法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、二酸化炭素 (Co₂) のみとします。

(4) 計画期間

計画策定年度である 2025 年度から 2030 年度までを計画期間とします。

項目	年度							
	2018	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度	策定年度	計画開始				目標年度	
計画期間			→					

図 2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定します。また、第六次会津坂下町振興計画後期基本計画及び地球温暖化対策計画に即して策定します。

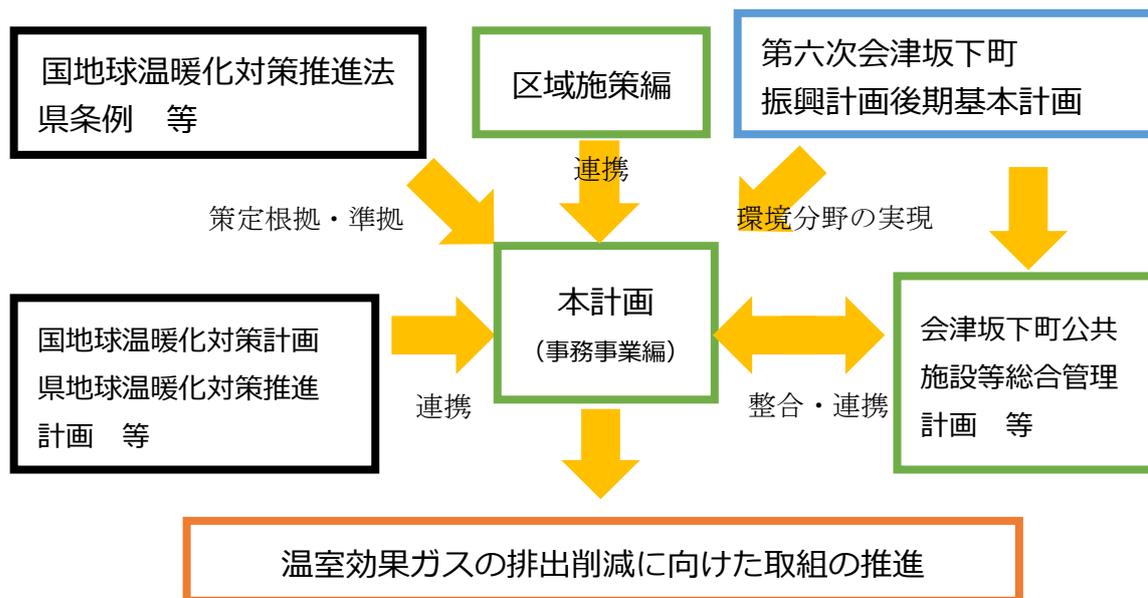


図 3 本計画の位置付け

4 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2018 年度において、およそ 1136t- Co₂となっています。

施設別では、学校施設が 27%で続いて保育所・幼稚園施設 21%、町役場庁舎 19%、下水道施設 11%、コミセン施設 8%、上水道施設 5%、公民館・美術館 5%、福祉施設 2%となっています。

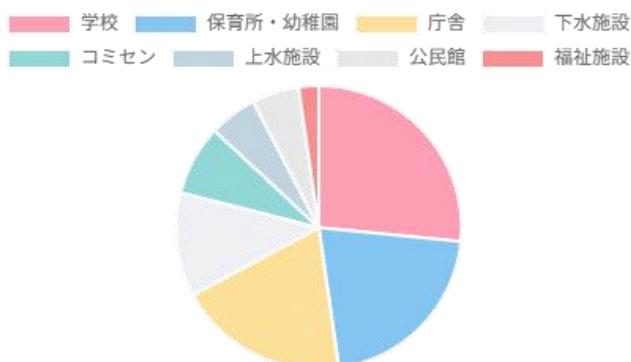


図 4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2018 年度）

(2) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を、施設別に示します。

ア 公共施設

昨今の異常気象による冷暖房設備の使用頻度の増加や設備の老朽化等は Co₂排出量を増やす要因となります。CO₂排出の少ない冷暖房設備への交換や更新する取り組みが必要です。

イ 学校等

小・中学校等でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、Co₂排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されます。電気の利用に伴う Co₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

ウ 公用車

Co₂排出量の削減に繋がっていない一因として、燃費性能の悪い公用車の切り替えが進んでいないことが挙げられます。

公用車の更新に当たっては、電動車〔電気自動車 (EV)・燃料電池自動車 (FCV)・プラグインハイブリッド車 (PHEV)・ハイブリッド車 (HV)〕や小型車とすることで、Co₂排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や、公用車の利用頻度を下げるといった仕事の進め方にシフトすることも必要です。

5 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

国の指針では、目標年度（2030年度）の削減を2013年度比46%削減としています。

町では、基準年度を2018年度と定め、年間2.7%の削減率として目標年度（2030年度）に基準年度比32.5%削減することを目標とします。

表2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2018年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,136t- Co ₂	768t- Co ₂
削減率	—	32.5%

6 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

具体的な内容は、政府実行計画を参考に以下の取り組みを進めます。

表3 町の温室効果ガスの抑制に向けた取り組み

措置	目標
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。 ・2030年度までに設置可能な建築物(敷地含む)へ太陽光発電の導入を目指します。 ・蓄電設備を導入し、効率的な再生可能エネルギー電力の利用とします。
施設設備等の運用改善	現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。 ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。 ・自動販売機の照明は消灯します。 ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

措置	目標
施設設備等の更新	<p>新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。 ・街路灯や防犯灯の LED 化を進め、省エネルギー化を目指します。
電動車の導入	<p>公用車を更新する際に、電動車を導入し、2030 年度までに公用車更新計画に沿って、代替可能なものについては電動車へ切り替えます。</p>
LED 照明の導入	<p>既存設備を含めて施設全体のLED照明の導入を施設修繕計画に沿って切り替えます。</p>
グリーン購入・環境配慮契約等の推進	<p>「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)(グリーン購入法)」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成 19 年法律第 56 号)(環境配慮契約法)」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成のためグリーン購入法に配慮した物品等の調達を進めます。 ・温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を進め、可能な限り再生可能エネルギー電力利用とします。 ・用紙の節減や、節水、廃棄物の減量(2030 年までに 2025 年度比で 10%削減)に取り組めます。
職員の日常の取組	<p>職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進委員による職員への意識啓発に取り組めます。 ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。 ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。 ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
職員のワークライフバランスの確保	<p>職員のワークライフバランスの確保に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。 ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。 ・Web 会議システムの積極的な活用を進めます。

表4 (参考) 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措置	目標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度までに設置可能な政府保有の建築物(敷地含む)の約50%以上に太陽光発電設備を設置、2040年度までに100%設置を目指す。ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。また、社会実装の状況(生産体制・施工方法の確立等)を踏まえて導入目標を検討する。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented ^{※3} 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB ready ^{※4} 相当となることを目指す。また、2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。 建築物の資材製造から解体(廃棄段階も含む)に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。
電動車の導入	公用車については、代替可能な電動車が無い場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降すべて電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに電動車等燃費性能の良いものに切り替える。
LED照明の導入	既存設備を含めた全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
GX製品 ^{※5}	市場で選ばれる環境整備のため、率先調達に取り組む。 (GX製品:製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP(カーボンフットプリント) ^{※6} がより小さいもの)

※3 ZEB Oriented・・・延べ面積10,000㎡以上の大型非住宅建築物を対象にZEB Readyの達成を見据えた省エネルギー化を目指す建築物のこと。

※4 ZEB Ready・・・年間の一次エネルギー消費量を基準の50%以上削減することを目指す先進建築物のこと。将来的にZEBを目指す際の、最初の段階に当たる。

※5 GX製品・・・グリーントランスフォーメーション製品。温室効果ガスの削減を目指し、環境に配慮して作られた製品やサービスのこと。

※6 CFP(カーボンフットプリント)・・・原材料調達から廃棄・リサイクルまでで排出される温室効果ガスをCO₂排出量に換算した数値のこと。

7 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、町長を統括者とする「会津坂下町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課等毎に「地球温暖化対策推進委員」を1名ずつ配置し、取組を着実に推進します。

ア 会津坂下町地球温暖化対策庁内委員会

町長を統括者とし、地球温暖化対策推進責任者（生活課長）及び地球温暖化対策推進委員（各課長等）で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

なお、事務局は、戸籍環境班職員で構成します。事務局は庁内委員会の運営全般と各課及び各施設の実行状況を把握し、委員会へ報告します。

イ 地球温暖化対策推進委員

各課等及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に報告します。

（地域施策編）町全域

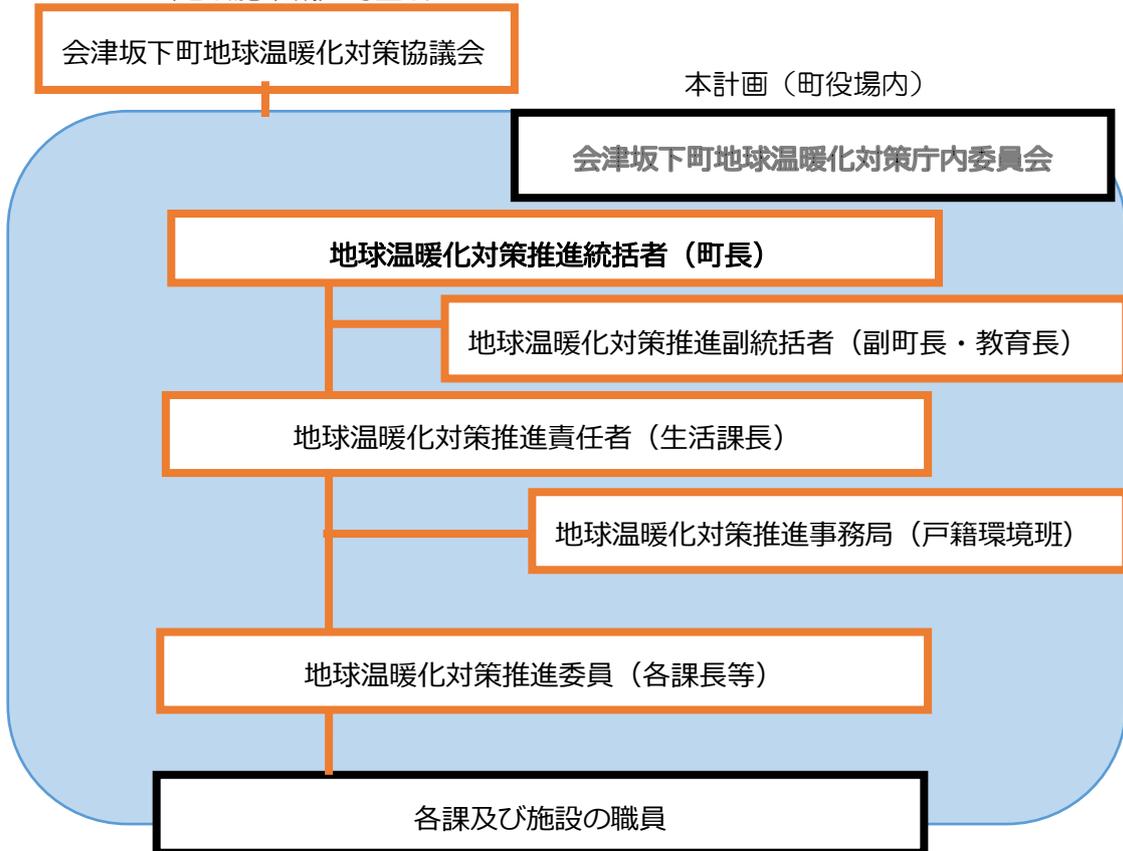


図5 本計画の推進体制

（2）点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

ア 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

イ 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2030年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2029年度に本計画の改定を行います。

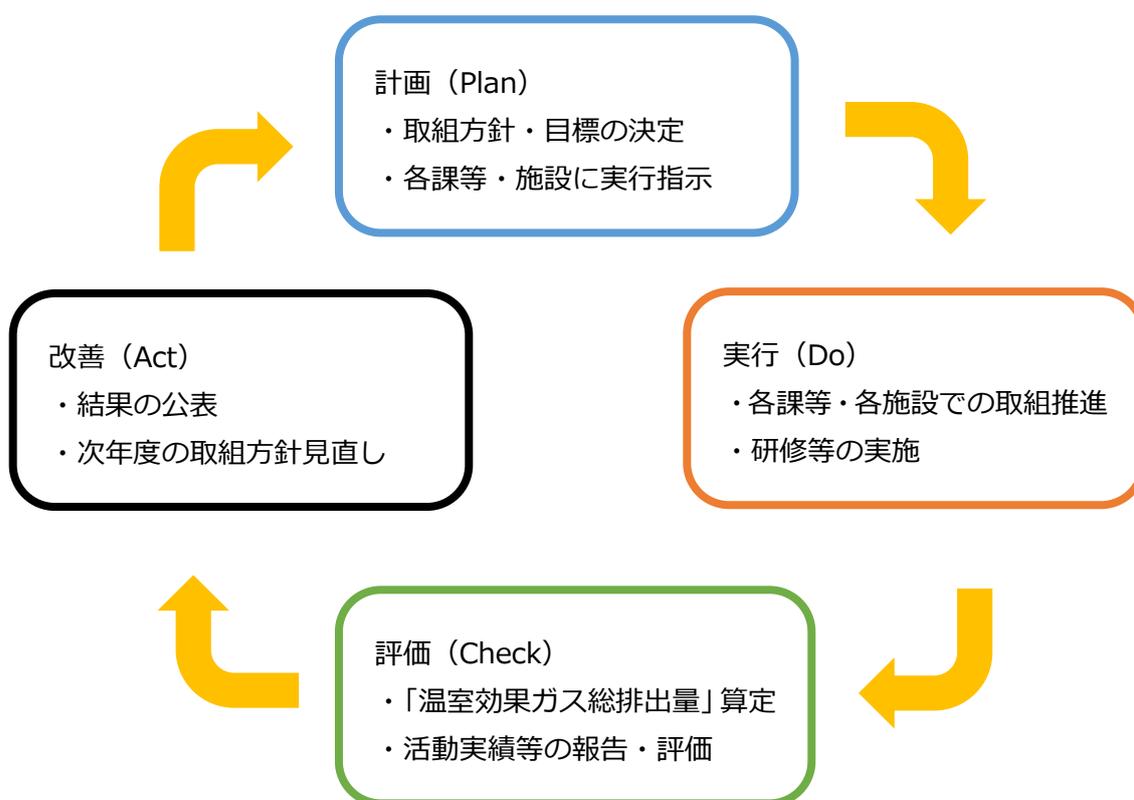


図6 PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

■ 参考資料

対象施設一覧表

施設名称	所在地	種別	面積 (㎡)
役場庁舎	字市中三番甲3662番地	役場庁舎	1,939
		倉庫	145
役場北庁舎	字市中三番甲3662番地	役場庁舎	648
役場東分庁舎	字市中二番甲3650番地	役場庁舎	331
		倉庫	377
サブセンター車庫	大字中泉字中政所西86番地	車庫	852
総合車庫	字館ノ下87番地	車庫	873
総合車庫(新)	字館ノ下87番地	車庫	213
かわらご園	字館ノ下87番地	事務所	153
坂下南小学校	字石田甲650番地	校舎他	7,307
坂下東小学校	字上口705番地	校舎他	7,735
坂下中学校	字惣六83番地	校舎他	7,683
学校給食センター	大字大上字柳ノ下甲312番地	作業所	1,290
坂下東幼稚園	字上口705番地	幼稚園舎	1,380
坂下南幼稚園	字石田甲650番地	幼稚園舎	1,776
ばんげ保育所	字松ノ目1596番地	保育所	1,729
		機械棟	70
子育てふれあい交流センター	大字福原字福川原913番地	施設	2,440
健康管理センター	字五反田1295番地1	福祉施設	864
保健福祉センター	字西南町裏甲3998番地1	福祉施設	461
農畜産物加工処理施設	字館ノ下106番地①	共同作業所	129
富川頭首工	会津若松市北会津町蟹川字上川崎2213番地	管理事務所	235
会津坂下町中央公民館	字五反田1310番地3	公民館	1,909
五浪美術記念館	字台ノ下842番地	その他	240
屋内プール場	大字福原字殿田地内	管理事務所	975
野球場メインスタンド	大字福原字殿田34番地	管理事務所	961
国指定重要文化財消火設備	大字塔寺字大門1466番地5	消防施設	9
国指定重要文化財 旧五十嵐家住宅	大字塔寺字大門1466番地3	その他	129
立木観音休憩所	大字塔寺字大門1466番地	休憩所	12
広瀬コミュニティセンター	大字青木字青木139番地	公民館	781
		体育館	708

金上コミュニティセンター	大字福原字家東59番地	公民館	446
金上コミュニティセンター体育館	大字福原字福川原913番地	体育館	601
八幡コミュニティセンター	大字塔寺字北原787番地	公民館	588
		体育館	651
若宮コミュニティセンター	大字牛川字寿ノ宮1890番地7	公民館	335
		体育館	767
川西コミュニティセンター	大字大上字柳ノ下甲312番地	公民館	1,934
		体育館	831
高寺コミュニティセンター (農村婦人の家)	大字片門字宮ノ下1900番地	公民館	340
高寺コミュニティセンター体育館	大字片門字片門甲32番地2	体育館	626
農村環境改善センター	大字見明字堤帰2115番地	集会所	979
糸桜農村公園トイレ	大字船杉字南杉乙29番地1	公衆便所	35
春日八郎おもいで館	大字船杉546番地	その他	103
旧片門小学校	大字片門字片門甲32番地2	校舎	1,823
旧金上幼稚園	大字福原字福川原913番地	幼稚園舎	370
旧広瀬幼稚園	大字青木字宮田205番地	幼稚園舎	376
旧坂本分校	大字坂本字宮ノ前940番地2	校舎	569
旧若宮小学校	大字牛川字寿ノ宮1715番地	校舎他	1,982
旧八幡幼稚園	大字塔寺字松原2922番地1	幼稚園舎	263
旧川西コミュニティセンター	大字宇内字五目1101番地8	倉庫	372
会津西部斎苑	大字高寺字高寺2774番地213	火葬場	940
光ファイバーケーブル	大字高寺地区内	その他	24,255
旧糸桜里の湯ばんげ	大字見明字堤帰2115番地	保養所	1,664
みんなのバス停	大字字石田1518番地1	休憩所	33
大儀展示場	字五反田地内	その他	17
塔寺バス待合所	大字塔寺字大門1474番地2	休憩所	9
県職員住宅	字石田1501番地4	住宅	889
駅南倉庫	字石田1486番地1	倉庫	615
スキー場 休憩所	大字見明字西浦2288番地	その他	115
立木観音周辺広場公衆トイレ	大字塔寺字大門地内	公衆便所	32
みんなのトイレ	字石田1518番地1	公衆便所	50
会津坂下駅前公衆トイレ	字石田1486番地10	公衆便所	13
水防倉庫(古坂下)	字北窪道北乙73番地2	倉庫	10
坂下中央児童公園便所他	字西南町裏甲3998番地1他	公衆便所	2,046

上水道浄水場	字上口729番地1	倉庫	33
		倉庫	33
		上水道施設	263
上水道取水ポンプ室No.1	字外川原4607番地4	上水道施設	22
上水道取水ポンプ室No.2	字外川原4607番地5	上水道施設	13
上水道取水ポンプ室No.3	字上口729番地1	上水道施設	13
気多宮テレメーター室	大字気多宮字新田西530番地1	機械室（棟）	5
古坂下ポンプ場	字市中二番甲外	上水道施設	10
高寺配水池計装室	大字高寺字長作6454番地3	上水道施設	5
西部勝方加圧ポンプ	大字勝大牛頭天王1510番地3	上水道施設	17
西部第二水源ポンプ室	大字坂本西欠乙20番地	上水道施設	63
東松ポンプ場	大字片門字仲ノ坂道西34番地	上水道施設	26
中央配水場	大字牛川字樺沢山6046番地2	機械室（棟）	81
中村減圧場	大字白狐字南原甲1番地3	機械室（棟）	14
塔寺ポンプ場	大字塔寺字松原2760番地3	上水道施設	27
坂下西浄化センター	字稻荷塚136番地	下水道施設	184
坂下中央浄化センター	字館ノ下地内	下水道施設	575
坂下東浄化センター	字台ノ下地内	下水道施設	466
陣が峯城浄化センター	大字大上字深田465番地	下水道施設	92
長井浄化センター	大字長井字家ノ下2302番地	下水道施設	27
窪倉浄化センター	大字高寺字北城194番地	下水道施設	64
合川浄化センター	大字合川字家ノ下1855番地	下水道施設	218

（会津坂下町公共施設等総合管理計画より）